

## 審査基準

令和3年6月11日作成

|   |
|---|
| 法令名：質屋営業法   |
| 根拠条項：第2条第1項   |
| 処分の概要：質屋の許可   |
| 原権者（委任先）：福井県公安委員会   |
| 法令の定め：<br><br>質屋営業法第3条第1項（許可の基準）<br>質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般手続）<br>〃                  第2条・第3条（質屋の許可の申請）   |
| 審査基準：<br><br>質屋営業法第3条第1項各号の欠格要件には該当しない、自ら管理しないで営業所を設ける場合に管理者を置いているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待することができるときに許可する。 |
| 標準処理期間：<br><br>50日（行政庁の休日は含まない。）  |
| 申請先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課（係）   |
| 問い合わせ先：警察本部生活安全部生活安全企画課営業係<br>電話0776-22-2880（内線3172，3173）   |
| 備考：   |

